

参 考 資 料 ②

＜地方税財政に関する調査・アンケート結果について＞

(地方税財政常任委員会)

「地方拠点強化税制」の実績に関する調査結果

○ 平成29年6月 全都道府県に対して調査を実施（全都道府県から回答あり）

1 「施設整備計画」の知事認定件数

	H27年度			H28年度			計			H29年度 ※6月時点(6月時点での見込含む)		
	該当都道府県数	認定企業数	認定件数	該当都道府県数	認定企業数	認定件数	該当都道府県数	認定企業数	認定件数	該当都道府県数	認定企業数	認定件数
移転型	5	5	5	8	10	10	11	15	15	9	11	11
拡充型	27	70	70	32	73	74	36	143	144	21	42	42
知事認定件数 計	28	74	75	32	82	84	36	156	159	22	52	52

【注】表中の数値は、それぞれの項目で実数を記入しているため計数が一致しない場合がある。

2 認定した「施設整備計画」における増加雇用予定者数

	H27年度～ H31年度 計	
	該当都道府県数	増加雇用予定者数(人)
移転型	12	336
うち東京23区からの 転勤予定者数	12	227
拡充型	38	4,414
増加雇用予定者数 計	38	4,750

【注】表中の数値は、それぞれの項目で実数を記入しているため計数が一致しない場合がある。

【注】上記1におけるH27年度・H28年度及びH29年度において認定済の「施設整備計画」に係る増加雇用予定者数を記入

「地方拠点強化税制」の継続・拡充に関するアンケート結果 ①

- 平成29年6月 全国知事会地方税財政常任委員会の構成都市府県に対してアンケートを実施
- 委員長県を除く23団体からの回答結果をとりまとめ

1 制度の継続等について

- ・ 現行制度を拡充して継続すべき 20
- ・ 現行制度のままで継続すべき 2
- ・ 現行制度を縮小して継続すべき 0
- ・ 適用期限の到来をもって廃止すべき 1

【拡充して継続】

- ・ 東京一極集中を是正し、地方において若い世代が安心して働ける質の高い雇用の場をさらに増やしていけるようにするためにも、また、企業にとってより活用しやすいものとなるよう、継続・拡充すべき
- ・ 地方における良質な雇用の場を確保することで、都市部への人口流出を止め、地域経済の活性化等を実現していくため、継続・拡充すべき
- ・ 制度のメリットの向上とその周知を含め継続すべき
- ・ 小規模企業等にも制度活用の幅が広がるよう要件緩和等すべき

【現行制度のまま継続】

- ・ 企業的意思決定には相当期間を要するため適用期限を延長すべき

2 制度の更なる拡充等について

(1) 「地域再生計画」において設定する支援対象区域の要件について

	移転型	拡充型
・ 要件を緩和すべき	9	11
・ 要件を維持すべき (現行制度どおり)	11	9
・ 要件を強化すべき	0	0
・ その他	2	2

【緩和】

- ・ 都市部以外への移転や拡充も支援対象とすべき
- ・ 地方活力向上地域について、より広域的な指定を可能にすべき
- ・ 市町村の規模、人口要件等地域設定に係る要件を緩和すべき
- ・ 拡充型の支援対象区域を移転型に合わせるべき

【維持】

- ・ 現行の要件で、移転・拡充の対象となるエリアをカバーできている。
- ・ 現行の要件で制度運用上支障がない

【その他】

- ・ 支援対象区域の変更や追加には柔軟に対応すべき

「地方拠点強化税制」の継続・拡充に関するアンケート結果 ②

2 制度の更なる拡充等について (つづき)

(2) 支援対象となる施設の拡充について

	移転型	拡充型
・対象施設を追加すべき	13	13
・対象施設を維持すべき (現行制度どおり)	8	8
・対象施設を削減すべき	0	0
・その他	1	1

【追加】

- ・職員住宅・社員寮、託児施設、研修・訓練や研究・開発のための工場等を追加すべき
- ・福利厚生部門、営業部門、購買部門、情報処理サービス部門等を追加すべき
- ・簡易な改修による整備も対象に追加すべき
- ・中古物件の取得・修繕も対象に追加すべき
- ・取得価格要件を引き下げるべき

【維持】

- ・現行の要件で制度運用上支障がない

【その他】

- ・現行制度の効果検証等が必要

(3) 「施設整備計画」認定要件となる常時雇用する従業員数の増加要件について

	移転型	拡充型
・要件を緩和すべき	17	16
・要件を維持すべき (現行制度どおり)	4	5
・要件を強化すべき	0	0
・その他	1	1

【緩和】

- ・増加従業員数要件を緩和すべき
- ・雇用促進税制と同等に認定要件に緩和すべき
- ・全事業所に係る増加従業員数要件を廃止等すべき
(特定業務施設における増加従業員数の要件のみとすべき)
- ・常勤役員を増加人数の対象に加えるべき
- ・増加要件を総従業員数に対する増加率とするなど検討すべき

【維持】

- ・従業員数の増加要件緩和により、地方での雇用規模の縮小が懸念

【その他】

- ・現行制度の効果検証等が必要

「地方拠点強化税制」の継続・拡充に関するアンケート結果 ③

2 制度の更なる拡充等について (つづき)

(4) 雇用促進税制における増加雇用者一人当たりの税額控除額について

	移転型	拡充型	
・ 税額控除額をさらに増額すべき	16	16	【増額】 ・事業者側のメリットを強化し、制度の活用を促進すべき ・地方において若い世代が安心して働ける質の高い雇用の場をさらに増やしていけるよう、また、企業にとってより活用しやすい制度となるよう増額すべき ・現行の税額控除額では、事業者に対するインセンティブとして弱い ・新規雇用の正社員に対する税額控除額を引き上げるべき 【維持】 ・他の税額控除等と比較しても妥当 【その他】 ・現行制度の効果検証等が必要
・ 税額控除額を維持すべき(現行制度どおり)	5	5	
・ 税額控除額を減額すべき	0	0	
・ その他	1	1	

(5) 支援対象外地域について

	移転型	拡充型
・ 大都市圏は支援対象地域とすべきではない(現行制度どおり)	19	19
・ 東京圏以外の大都市圏も支援対象地域とすべき	1	1
・ 東京圏以外の大都市圏も支援対象地域とするが、ある程度支援内容に差を設けるべき	1	1
・ 東京23区以外の大都市圏も支援対象地域とすべき	1	1
・ 東京23区以外の大都市圏も支援対象地域とするが、ある程度支援内容に差を設けるべき	0	0

【支援対象地域の追加】

- ・ 企業の本社が東京23区に過度に集中しており、それを他の地域の分散させることが重要
- ・ 支援対象外地域でも東京圏に対しては転出超過となっており、東京一極集中の是正のためには支援対象地域の追加が必要

ふるさと納税に係る返礼品の対応に関するアンケート結果 ①

- 平成29年6月 全国知事会地方税財政常任委員会の構成都市府県に対してアンケートを実施
- 委員長県を除く23団体からの回答結果をとりまとめ

1 総務大臣通知(平成29年4月1日付け総税市第28号)の評価について

- ・ 評価する 6
- ・ 一定の評価はできる 13
- ・ 評価しない 0
- ・ どちらとも言えない 4

【評価する】

・制度本来の趣旨に戻るよう、返礼品競争の過熱化に歯止めをかける具体的な通知がなされたため

【一定の評価はできる】

・自粛だけでは改善されず、一定の制限を示したことは評価できる。

・調達価格の割合だけでなく限度額を示すことも検討すべき

・返礼品の送付は各自治体の独自の取組みであり、各自治体の判断と責任で対応すべきものだが、制度の健全な発展のため通知には理解
・制度を地域振興にどう生かしていくかもよく勘案する必要がある。

【どちらとも言えない】

・効果が明らかになっていない現段階で評価は困難

・発展途上の制度であり、制度利用者のすそ野を広げていく段階

・本来は、地方自治体が主体となって解決策を考えるべき

・返礼品の上限に一定の制限を設けるのであれば、法律で定めるべき

2 総務大臣通知(平成29年4月1日付け総税市第28号)を受けた返礼品対応について

- ・ 通知に沿って見直し済 2
- ・ 通知に沿って見直し予定 4
- ・ 元々通知に沿った対応となっていた 14
- ・ 通知に沿った見直しは行わない 1
- ・ 検討中 1
- ・ 返礼品対応を行っていない 1

【通知に沿った見直しは行わない】

・当該地域団体の住民に対する返礼品については、寄附に対する感謝の意としての返礼品は県内・県外の住民で区別すべきものではないことなどを踏まえると、制度の趣旨に反するものとは言えない。

【検討中】

・当該地域団体の住民に対する返礼品については、寄附に対する感謝の意としての返礼品は県内・県外の住民であることに関わらず必要と考えており、慎重に検討中

ふるさと納税に係る返礼品の対応に関するアンケート結果 ②

3 今後の対応のあり方について

- ・ 国において、通知に沿った対応状況を把握し、制度の趣旨に反するような返礼品の見直しが行われない場合等について必要に応じて見直しの要請を行うべき(現在の対応を継続していくべき) 8
- ・ 国によるある程度の状況把握や見直しの要請は必要だが、各地方団体の事情も考慮し、ある程度柔軟に対応すべき 9
- ・ 今回の通知の内容や対応では不十分であり、国においてより厳格な基準設定や対応を行うべき 3
- ・ 国による一律の対応は不必要であり、各地方団体が自主的・自律的に対応していくべき 0
- ・ その他 3

【ある程度柔軟に対応すべき】

- ・ 特産品を選定している場合など各地域によって事情は異なることから、価格の割合で一律に扱うのではなく柔軟な対応が必要
- ・ そもそも返礼品はふるさと納税制度の外側にある事柄であり、個々の自治体が常識の範囲内で判断すべき

【より厳格な基準設定等を行うべき】

- ・ 返礼品等に係る経費が高くなることで地域活性化等に充てる財源が実質的に減ってしまうことから、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、返礼品の割合は極力抑えるべきであり、3割ではなく1割と法律で規制するなど、根本的な解決を図るべき

【その他】

- ・ 各地方団体が、制度本来の趣旨を踏まえた、節度ある運用をすべき
- ・ 要請を継続するとともに、通知による実効性が上がらない場合には、国においてより厳格な対応等を行うべき

4 その他、ふるさと納税制度について

- ・ 寄附によって地域を応援していただくという制度本来の趣旨に沿って、節度ある運用に努めることを基本とすべき
- ・ ふるさと納税制度は創設されてから10年目となり、ようやく認知が進みだしてまだまだ発展途上の制度である。
- ・ 過熱する返礼品競争が継続する事態になれば、都道府県から市町村にこれまで以上の規模で税収が移転するため、今回の通知を踏まえた各自治体の対応を注視しつつも、住民税の受益と負担の原則を踏まえた控除方法の見直しの検討が必要(市区町村向けの寄附金は市区町村民税から、都道府県向けの寄附金は都道府県民税から、それぞれ控除する方法に改めるなど)
- ・ 「ふるさと納税ワンストップ特例」制度に伴う、本来国が負担すべき地方自治体の税収減分について、地方に転嫁するのではなく、不交付団体も含め、全ての地方自治体に財源の措置を行うべき。

観光施策に関する予算額（平成29年度）及び潜在的事業等に関する調査結果 ①

1 観光施策に関する予算額（平成29年度）及び潜在的事業費

○ 平成29年6月 全都道府県に対して調査を実施(全都道府県から回答あり)

○ 観光施策に関する「(1)予算総額」の内訳として、「(2)訪日外国人旅行者関連事業費」、「(3)国内旅行者関連事業費」に分類し、特徴のある事業についても併せて調査

※ 「平成29年度 都道府県・政令指定都市における観光予算等調査」(H29.4観光庁調査)における回答額のほか、観光施策に関する予算についても幅広く記載。(H28→H29繰越含む)

※ 国内旅行者向けの事業が一部含まれていても、訪日外国人旅行者を対象としている事業は(2)に計上

(百万円)

(1)予算総額												潜在的 事業費
				(2)訪日外国人旅行者				(3)国内旅行者				
計	国庫	一財	その他	計	国庫	一財	その他	計	国庫	一財	その他	
85,397	15,333	46,753	23,312	36,492	8,189	20,597	7,706	36,506	6,737	20,882	8,887	46,198

【注】表中の数値は、それぞれ原数値を四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

【注】「(1)予算総額」には、「(2)訪日外国人旅行者関連事業費」「(3)国内旅行者関連事業費」に該当しない経費が含まれているため、「(1)の予算総額」と「(2)及び(3)の合計額」は一致しない。

【注】「潜在的事業費」は、現在、予算計上されていないものの、仮に財源が確保できることとなった場合に取り組みたい(または拡充したい)観光施策に係る事業の経費を概数で集計したもの

観光施策に関する予算額（平成29年度）及び潜在的事業等に関する調査結果 ②

2 観光施策に関する主要事業（平成29年度）

訪日外国人受入のための人材育成や環境整備、日本版DMOの形成、航空会社・鉄道会社等と連携したキャンペーンなど、全国各地で様々な観光施策を実施

訪日外国人旅行者関連事業

1 訪日外国人受入に向けた環境整備

受入体制整備事業

- ・多言語対応可能な観光案内所の設置・運営
- ・民間事業者が実施する免税手続き一括カウンターの設置を支援
- ・多言語表示案内板の設置支援
- ・フリーWi-Fiの整備促進
- ・外国人観光客交流館の運営

日本版DMO形成事業

- ・官民連携した新組織を設立し、海外に向けた観光情報の発信等を実施

クルーズ船定期航空路誘致事業

- ・クルーズ船誘致に向けたPR
- ・受入体制の整備・強化を実施
- ・航空ネットワークの維持・拡充を図るため、空港の利用促進・利便性向上対策を実施
- ・国際定期線誘致を戦略的に推進

インバウンド対応人材育成事業

- ・観光事業者向けおもてなし研修実施
- ・ボランティアガイドの育成・活用
- ・インバウンドツーリズムの企画・実施のできる人材を育成

2 戦略的な観光プロモーション・PR

ターゲットを絞った誘客促進事業

- ・近隣県との広域連携によるマスコミ・旅行会社等の招聘事業を実施
- ・欧米等の富裕層をターゲットとしたプロモーション活動を実施
- ・工場ツーリズム、ゴルフツーリズム等の促進

現地における効果的なプロモーション

- ・知名度向上、旅行商品の造成等を行うため、現地で観光説明会等を開催

教育旅行・MICE等誘致事業

- ・教育旅行の誘致や国際会議等の開催、誘致を促進
- ・サイクリングモデルツアーの実施

3 地域の多様な魅力の対外発信強化

地域資源活用事業

- ・歴史・文化、祭、伝統工芸、食、酒、アート、世界遺産、温泉等の地域の観光資源を活かした体験型ツアーの造成

情報発信強化事業

- ・ICT、映像コンテンツ等を活用した観光情報の発信
- ・観光データの分析による整備事業

国内旅行者関連事業

1 観光資源のブラッシュアップ、受入体制の整備

日本版DMO形成事業

- ・DMO創設に向けた基盤づくり、調査、運営支援を実施
- ・観光案内機能の強化や新たな周遊ルートを開発

二次交通整備事業

- ・アクセス向上を図るため、駅・空港などを拠点とした二次交通網を整備

滞在型観光の推進

- ・滞在型観光ビジネスモデルの構築
- ・特典付与型観光パスポートの発行

情報発信・環境整備事業

- ・マーケティング分析を活かしたコンテンツの作成やICTによる情報発信
- ・映画やテレビ番組の撮影支援
- ・ICTを活用した戦略的なPR
- ・観光案内板設置など観光客受入のための基盤整備

観光人材育成事業

- ・観光関連産業の若手経営者などを対象とした人材育成セミナーの開催
- ・県民や観光事業者のおもてなし力の向上

2 観光キャンペーン・地域資源の活用

観光プロモーション開催事業

- ・大型イベント等を効果的に組み合わせた誘客キャンペーンを実施
- ・地域ブランドを活かしたプロモーション事業を実施

航空会社・鉄道会社等と連携した観光キャンペーン

- ・旅行会社等と連携した観光プロモーション事業の実施
- ・JR各社と連携したデスティネーションキャンペーンの実施

世界遺産等による誘客

- ・世界遺産を核とした旅行プランの造成やガイドブックの作成

ヘルスツーリズム等の推進

- ・ニューツーリズムの全県展開
- ・ユニバーサルツーリズムに関する普及啓発セミナーの開催

歴史を活用した周遊事業

- ・地域資源や歴史等を活かし、県内周遊街歩きを誘導する事業を実施

3 大都市圏等における情報発信

誘客促進・交流人口拡大事業

- ・大都市圏で観光・物産展を開催するなど効果的なプロモーションを展開
- ・テレビ、新聞、雑誌、SNS等のメディアによる認知度拡大と誘客促進

3 観光施策に関する潜在的事業の例

多様な観光客に対応するための環境整備や、IoTを活用した観光動向の調査、地域資源を生かした観光を行うための施設整備など、様々な潜在的観光施策

ソフト事業

1 観光客受入に向けた環境整備

外国人観光客受入事業

- ・多言語対応事業(人材育成、コールセンター等)
- ・通訳ボランティアのスキルアップ

外国クルーズ船誘致による地方創生事業

- ・クルーズ旅行商品に関する情報発信やリピーター獲得のためのツール作成

地域二次交通支援事業

- ・地域の観光地を結ぶバス運行に対する支援
- ・バス・JRにおける共通カードの導入

日本版DMO形成促進事業

- ・DMO形成に向けたマネジメントを行う専門人材の配置等への支援

2 戦略的な観光プロモーション・PR

閑散期観光推進事業

- ・観光地のオフ期の対策として特別企画旅行の造成

データを活用した情報発信事業

- ・外国人個人観光客のトレンド調査や宿泊を促進するためのオンラインプロモーションを実施
- ・ビッグデータを活用した交流人口動向調査結果を地域の観光振興対策立案等に活用

現地における効果的なPR

- ・海外旅行会社、メディアを対象とした情報発信、ファミトリップの実施
- ・国外から映画やドラマの撮影を誘致し、外国人にとって魅力的な観光スポットの造成

教育旅行・MICE等誘致事業

- ・特色を活かした教育旅行の誘致や国際会議等の開催、誘致を促進
- ・自然環境等を活かしたサイクリングモデルツアーの実施

3 地域の多様な魅力を活用した観光促進

宿泊施設の魅力向上事業

- ・地域の宿泊施設の課題を抽出するためのチェックシートを作成し、課題のある施設へのアドバイザーの派遣を実施

土産物開発支援事業

- ・魅力ある土産物の開発及びブラッシュアップ支援

ハード事業

1 観光関連施設の整備

観光施設等の整備・改修事業

- ・観光集客施設の改修事業
- ・宿泊施設整備促進に向けたインセンティブ事業
- ・宿泊施設が行う耐震改修等を支援
- ・観光施設等のバリアフリー化

景観を意識した施設整備

- ・観光地の景観を阻害する廃屋等の撤去支援事業
- ・電柱の地中化や駐車場の整備、観光客の休憩スポットの設置

IoT環境整備事業

- ・観光施設におけるWi-Fi環境の整備
- ・バスロケーションシステムの導入支援事業
- ・カード決済やウィーチャットペイ、アリペイなどの多様な決済手段の導入
- ・観光施設でのAR(拡張現実)・VR(仮想現実)の推進

2 地域資源の活用及び情報発信

観光誘客施設の整備

- ・地域の古民家等を活用したレストラン等観光施設の整備
- ・地域の体育施設における大学・社会人等のスポーツ合宿誘致に向けて設備の整備・改修を支援

首都圏以外におけるPR事業

- ・関東地区以外でのアンテナショップの整備

文化施設における環境整備

- ・美術館、博物館等の受入体制及び設備の整備

3 訪日外国人受入に向けた環境整備

インバウンド対策事業

- ・外国人観光客のための多言語表記の案内看板や誘導看板の設置
- ・観光施設や宿泊施設における公衆トイレなどの設備の洋式化

外国人観光客に向けたPR事業

- ・多言語ガイドブックの作成による観光地のPR
- ・外国人観光案内所の施設整備等機能強化

4 観光客増加と更なる観光客誘致への対応のため、新たな税を法定税として創設することについて

- | | | |
|---|---------|-----|
| ・ 新たな地方税として、いわゆる宿泊税の創設について前向きに検討すべき | (複数回答可) | 7 |
| ・ 新たな地方税として、いわゆる宿泊税の創設について賛成ではあるが慎重に検討すべき | | 12 |
| ・ いわゆる宿泊税の検討は進めるべきではない | | 1 |
| ・ 到着・出発時や航空旅行に伴う課税を国税として新たに創設し、その税収の一部を地方譲与税として配分するなど地方財源化すべき | | 10 |
| ・ その他 | | 24 |
| (・制度設計や地方観光への影響、関係団体の意見等を踏まえ、慎重に検討すべき) | | (8) |
| (・新たな税の制度設計等が不明であり、現時点では判断ができない) | | (7) |

【宿泊税創設を前向きに検討】

- ・ 観光客の増加に伴う、地域の秩序維持や宿泊施設等の外国人対応強化支援など、観光客受入れのための環境整備等に係る行政需要に対し、様々な手法で財源を確保する必要がある。
- ・ 訪日外国人の受入環境整備など観光施策を一層推進する上で、地域の実態に応じて新たな財源を確保するため、宿泊税を目的税として地方の裁量(法定任意税)により導入できるようにすべき

【宿泊税創設を慎重に検討】

- ・ 財源確保の必要はあるが、新税導入にあたっては、受益と負担の整合性や観光関係者等の理解が必須
- ・ 都市部と地方部では宿泊施設の稼働率に大きく差があり、地方の状況に応じて、柔軟に対応できる制度とすべき

【宿泊税の検討は進めるべきではない】

- ・ 二重課税の議論を呼ぶ可能性や、観光客の受入に係る行政需要や観光振興の取組みは各地域で異なることから必要はない。
- ・ 高額な宿泊行為の奢侈性に着目し、かつての料理飲食等消費税のように、一定の高額の宿泊費に対して一定税率で賦課する目的税を創設するのであれば検討する余地はある。

【国税の税収の一部を譲与税として配分するなど地方財源化】

- ・ 税の偏在性をなくすためにも国税から分配する方式が良いと考える。
- ・ 宿泊者数による税収では大都市と地方の格差がさらに広がる懸念があり、配分の仕組みについて検討が必要
- ・ インバウンドへの対応が主目的であれば、国全体の行政需要であることや負担と受益の関連性からこの手法が望ましい。

【その他】

- ・ 財源確保の趣旨には賛同するが、新たな財源を税に求めることについては、税負担による観光需要の減少や新たな税制度創設に係る課題(特別地方消費税廃止の経緯、宿泊税の成功事例が観光都市に偏りがあること等)がある。

地方消費税の清算基準の見直しに関するアンケート結果 ①

- 平成29年6月 全国知事会地方税財政常任委員会の構成都府県に対してアンケートを実施
- 委員長県を除く23団体からの回答結果をとりまとめ

1 清算基準見直しにあたり重要と考えられる観点について（複数回答可）

- ・ 可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとする（統計データの適切な利用など） 23
- ・ 統計データにおいて正確に都道府県別の最終消費地を把握できない場合の消費代替指標の取扱い 22
- ・ 地方消費税に係るこれまでの経緯を踏まえたものとする 17
- ・ 制度変更に伴う税収の大幅な増減に対する激変緩和措置 12
- ・ その他（不合理な財政調整の手段に用いないこと） 1

【経済活動の実態を踏まえたものとする】

- ・ 可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとするためには、客観的な指標を用いて基準の精緻化を図ることが不可欠
- ・ 現行の統計データには正確に都道府県別の最終消費を把握できていないデータが数多く含まれており、経済実態を踏まえるには、こうしたものを除外し、その分清算基準の統計カバー率を大幅に引き下げる必要がある。
- ・ 税収が最終消費地に正確に帰属するよう、可能な限り統計データの適切な利用によるべきで、消費代替指標の比率を高めることは必要最小限に留めるべき

【消費代替指標の取扱い】

- ・ 現在の統計データで最終消費地を正確に把握することは困難なため、現行のとおり複数の統計データと代替指標の利用が必要
- ・ 統計により把握できない部分を補うために用いられる指標にすぎない人口のウェイトを殊更に引き上げることは、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるという清算基準の本来の趣旨から逸脱するばかりでなく、地方の自主財源である地方消費税の譲与税化とも捉えられ、地方分権の流れに大きく逆行するもの
- ・ 統計カバー率の引下げに伴い、統計カバー外に用いる消費の代替指標は人口に統一（従業者数を廃止）するべき

【これまでの経緯】

- ・ これまで様々な場で議論され、対応されてきた経緯を踏まえ、それに沿った観点は継続して重視すべき

【激変緩和措置】

- ・ 地方消費税の額が大きく減少した場合、社会保障以外の行政サービスに充てる財源が確保できなくなる。

2 「小売年間販売額(商業統計本調査)」及び「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の取扱いについて

- ・最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるという清算基準制度本来の趣旨を踏まえ、統計で把握できる範囲と統計指標のウェイトを合わせて高めていくべき
- ・消費指標に用いる統計は、全数調査であること及び継続性・安定性・客観性を備えたものであることが必要
- ・個別項目を統計データから除外することを検討する場合は、これまでの経緯等を踏まえた継続性や公平、中立、簡素といった基本原則を十分に踏まえるとともに、除外すべき理由の合理性等について適切に説明される必要がある。
- ・清算基準の基礎となる最終消費地を把握するデータとしては、現行の商業統計及び経済センサス活動調査を指標として用いることに一定の妥当性があると考えられることから、これらの統計をベースに、経済活動の実態を踏まえたものとするべきである。
- ・統計データの計上地と最終消費地が異なると考えられる指標については、必要に応じて他の統計データにより補正を行うなど、最終消費地の分布を適切に反映させるよう検討すべき
- ・現行の統計調査は企業の販売額等をベースにした供給側の指標であり、消費の実態(消費地等)を十分に反映できていないことから、支出側の統計調査が活用できるよう「全国消費実態調査」等の充実を図ることなどを含め検討すべき
- ・現行の統計調査のデータも最終消費地を正確に表しているものではないため、「人口」など代替指標のウェイトを上げるべき
- ・今後も、より一層最終消費地と税収の帰属を一致させるため、統計の範囲や精度について検討を進めるべき
- ・現行の販売統計データには、最終消費地が不明確なデータ、非課税取引を行う消費に係るデータ、中間消費が排除されていないデータが数多く含まれており、これら正確に都道府県別の最終消費を把握できていないデータを除外し、その分清算基準の統計カバー率を大幅に引き下げる必要がある。
- ・最終消費地を適切に反映するために、商業統計調査に係る対象業種の見直しを今後も行うべき。
- ・当初、指定統計で把握できる消費と消費税の課税ベースの割合でウェイトを設定したことから、数値の見直しごとにウェイトは連動するのが望ましい。
- ・税収を正確に最終消費地に帰属させることが重要であり、商業統計や経済センサス活動調査のデータについて、サービスの提供方法の変化に対応しつつ適切に取り扱うことが重要。
- ・非課税業種の取扱いについても、これまでの議論の経過を踏まえる必要がある。

3 「人口」及び「従業者数」の取扱いについて

- ・社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げている経緯に鑑み、必要に応じて「人口」の比率を高めるべき
- ・社会保障財源を確保するために地方消費税率を引き上げた経緯を踏まえ、税率引上げ分(地方消費税率1.7%のうち0.7%)の清算基準は全て「人口」とするなど、「人口」の比率を更に高めるべき
- ・「従業者数」は経緯論(消費譲与税の譲与基準、更には料理飲食等消費税に由来)によって使用されているに過ぎず、販売統計データに含まれない消費の実態等を分析すれば、「人口」との相関関係は高いと認められる一方、「従業者数」を使用する根拠は認められない。このことから、「従業者数」の使用を廃止し代替指標を「人口」に統一するとともに、統計データの見直しによるウェイト引き下げ分を「人口」に置き換えることで、「人口」の比率を少なくとも60%以上にまで大幅に引き上げる必要がある。
- ・「従業員数」は、景気や企業再編等の事情で大きく変動すること、都市部への偏在を高める一因となっていることなどから、消費代替指標として取り扱うのは望ましくない。
- ・「人口」は、基準の精緻化にあたり、統計で把握できない部分を補うものとして用いているものにすぎず、安易に「人口」のウェイトを高めるような見直しを行うべきではない。
- ・統計データにおいて正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合の消費代替指標として、引き続き「従業者数」を用いることは、就業地等においても消費が行われていることを踏まえると依然として十分な合理性はある
- ・「従業者数」は、主に供給地で消費されるサービスの代替指標として捉えられてきたものであるが、居住地以外での消費を代替するものとして、今後も重視すべき
- ・貴重な地方財源であった料理飲食等消費税の縮小及び特別地方消費税の廃止など、地方の個別間接税を整理統合して地方消費税が創設された経緯を踏まえ、「人口」及び「従業員数」について、一定の割合を確保すべき
- ・「人口」及び「従業者数」のウェイトの見直しを検討する場合も、これまでの経緯等を踏まえた継続性や公平、中立、簡素の基本原則を十分踏まえることが必要
- ・統計データにおいて正確に都道府県別の最終消費地を把握できない場合の代替指標として「人口」及び「従業者数」が位置づけられてきたこれまでの経緯を踏まえて検討すべきであり、地方消費税収のうち少なくとも従来分については、「人口」及び「従業者数」の一定のウェイトを維持すべき

4 その他、地方消費税の清算基準についてのご意見

- ・清算を含めた地方消費税収入は、道府県税収入の約25%を占め、予算に与える影響が大きいことから、頻繁な見直しの必要がない基準の策定を希望
- ・税収を最終的に帰属させるべき「最終消費地」の概念には幅があるが、地方消費税の課税関係は、物品の引渡しの時点で完了することを踏まえれば、その後消費者が恣意的に行う「物品の使用」ではなく、課税資産の譲渡等として行われる「物品の引渡し」を基準に「最終消費地」を捉えるべき
- ・商業統計の変更方針が示されるなど、国において統計改革の動きが加速化しており、商業統計のサンプル調査化などによりこれまで依拠してきた統計データの基盤そのものが大きく変容する可能性がある。こうした統計改革の動きを踏まえれば、小売分野に係る販売統計データの利用を廃止し、その分さらに「人口」の比率を引き上げることも視野に入れるべきである。なお、過去の経緯にのみ依拠して「従業者数」の比率を維持することは適当ではなく、データやエビデンスに基づいて論理的な清算基準の制度設計を模索すべき
- ・去年の地方財政審議会意見(平成28年11月)を踏まえ、制度のわかりやすさにも配慮するべき
- ・社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯に鑑み、に経費等に充てることとされているため、指標として「高齢者人口」や「若年者人口」を使用すべき

森林環境税(仮称)の制度設計に関するアンケート結果 ①

○ 平成29年6月 全都道府県に対して調査を実施(全都道府県から回答あり)

1 「市町村主体の森林整備」の具体策(案)における課題について

(1) 森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税について

- ・ 導入している 37
- ・ 導入について検討している 2
- ・ 導入・検討をしていない 8

(2) 都道府県及び市町村における林業技術職員数について(概数)(人)

	全市町村数	林業技術職員 配置市町村数	林業技術 職員数計	1団体あたりの 林業技術職員数
都道府県			7,788	165.7
市町村	1,741	69	193	0.1

(3) 市町村における林業技術職員の配置等森林整備体制について

- ・ 現時点で市町村主体で実施できるかは不安であり、市町村側の体制整備には一定程度の時間を要するのではないかと見込んでいる 43
- ・ 現時点で市町村主体で実施できるかは不安であるが、市町村側の体制整備も進むと見込んでいる 3
- ・ 市町村主体で十分実施できる体制が整備されるものとする 0
- その他(市町村の実施体制の整備を進めていくことが必要) 1

【市町村側の体制整備に一定程度の時間を要する見込み】

・ 市町村における林業技術職員の配置状況、人材の確保や養成等実施体制の整備、地域林政アドバイザー制度の活用状況、市町村側の認識等を踏まえると、一定程度の時間を要すると考えられる。

【市町村側の体制整備も進む見込み】

・ 人件費・事務費・業務委託料等への税財源の充当、地域林政アドバイザー制度の活用などにより体制整備は進むと考えられる。

森林環境税(仮称)の制度設計に関するアンケート結果 ②

(4) 都道府県の役割について

- ・ 市町村の体制を勘案すると、民間による市町村の支援体制強化の実質的な仕組みづくりやコーディネート等のみならず、森林整備全体の広域的または補完的役割など相当程度の役割の増加を想定 34
 - ・ 民間による市町村の支援体制強化のコーディネートなど、一定の役割の増加を想定 5
 - ・ 市町村の体制整備等により、都道府県の役割はほとんど変わらないと想定(現在の事務の範囲内) 0
 - ・ その他 (具体的な制度設計が明らかになっていない現段階において判断することは困難 等) 8
- 【相当程度の役割の増加を想定】・市町村の体制強化、広域的な調整、補完的な役割など相当程度の増加が想定
【一定程度の役割の増加を想定】・市町村への十分な財政的支援の下で制度設計され、市町村の体制整備が進んでも、一定の役割増は想定
【その他】・国、都道府県、市町村の役割分担等具体的な制度設計が明らかになっていない現段階で判断することは困難
・国において都道府県の役割を都道府県への財源措置も含めて明確に示してほしい。
・それぞれの市町村の取組状況に応じた支援が必要と想定される。

2 都道府県の役割増加への対応について

- ・ 今後の森林関連法令の見直しにあたって、都道府県の役割を明確化するとともに、その役割に応じて森林環境税(仮称)の税収の一部を都道府県に配分するなど都道府県の税財源の確保につき適切な措置を講ずるべき 31
 - ・ 森林関連法令の見直しにあたって、都道府県が市町村の役割を代行できることとするとともに、森林環境税(仮称)の税収を一旦都道府県に配分し、都道府県と市町村の協議等によりその用途を決定すべき 4
 - ・ 森林環境税(仮称)の税収の全額を森林整備において新たな役割を担う市町村に配分すべき 2
 - ・ その他 (具体的な制度設計が明らかになっていない現段階において判断することは困難 等) 10
- 【税収の全額を市町村に配分すべき】・府県の超過課税との用途のすみ分け、市町村の体制整備費用も考慮し、全額市町村配分が適当
【その他】・国、都道府県、市町村の役割分担等具体的な制度設計が明らかになっていない現段階で判断することは困難
・市町村主体の事業を前提とすれば、税収を一旦都道府県に配分することは、地方分権、地方自治の観点から不適切
市町村と都道府県の森林施策の整合を図るため、国において、市町村と都道府県が事前に協議する仕組みの構築等が必要
・地域の実情に応じて県等が支援を行う場合には、その負担に伴う財源を県・市町村間で調整できるようにすべき
・税収は新たな役割を担う市町村に配分すべきだが、県・市町村が連携して実施できる柔軟な仕組みを構築すべき

3 その他、森林環境税(仮称)の制度設計について

【制度全体について】

- ・将来にわたって安定的な財源が確保されることを期待する。
- ・地方分権の観点から、税収の全額を地方の税財源とし、徴収は地方が行い配分は国へ委任するなど、地方共同税の考え方を反映した制度設計とすべき。
- ・市町村が主体となった実施体制が整うまでの期間も含め、現実的なスケジュールを示す必要がある。
- ・多様な公的機能を有する森林を広く国民全体で支えるとの趣旨であるとするれば、個人だけでなく法人からも負担を求めるべき。

【都道府県等の独自課税との調整等について】

- ・都道府県等が独自に課税している森林環境税等との関係を十分調整する必要がある。
- ・独自課税の森林環境税等に新税がプラスされ、国民の税の負担感が増すことが懸念されるため、国においてしっかり説明すべき。
- ・独自課税の森林環境税等と森林環境税(仮称)について、二重課税との誤解を招くことがないように、両税の違いを明確に整理すべき。

【使途・配分について】

- ・間伐に限定せず、地域の実情に合わせた幅広い使途に活用できる仕組みとすべき。
- ・地方個々の実情や課題に応じた施策等の実施が可能となるよう、地方の裁量で使用できる制度とすべき。
- ・都道府県が実施している超過課税を財源とする事業との棲み分けの点から、現在、国で想定している、「自然的・社会的条件が不利であることにより、現行の施策では放置されている森林」を対象とした間伐など「市町村主体の森林整備」に、ある程度特化した使い道とした方がよいのではないかと。

【森林整備事業について】

- ・森林整備に係る体制が整っていない市町村が主体となることにより、これまで都道府県で行ってきた森林整備の広域的な実施・調整機能が果たせなくなるおそれがあるほか、税財源の使途が限定されることにより、地域の実情に応じた森林整備が行えなくなるなどの影響が生じることが考えられる。
- ・市町村が主体的に取り組むには、多くの事務労力や経費が掛かることから、市町村の負担増に対して十分な支援策を講じること。
- ・増加する業務量に対し、担い手や市町村職員が不足する懸念があり、担い手対策にも配慮する必要がある。
- ・税を投入して整備した民間所有者の森林から生じた収益の帰属について、納税者が納得できる説明を行う必要がある。
- ・離島等では、地域林政アドバイザーを設置することは困難

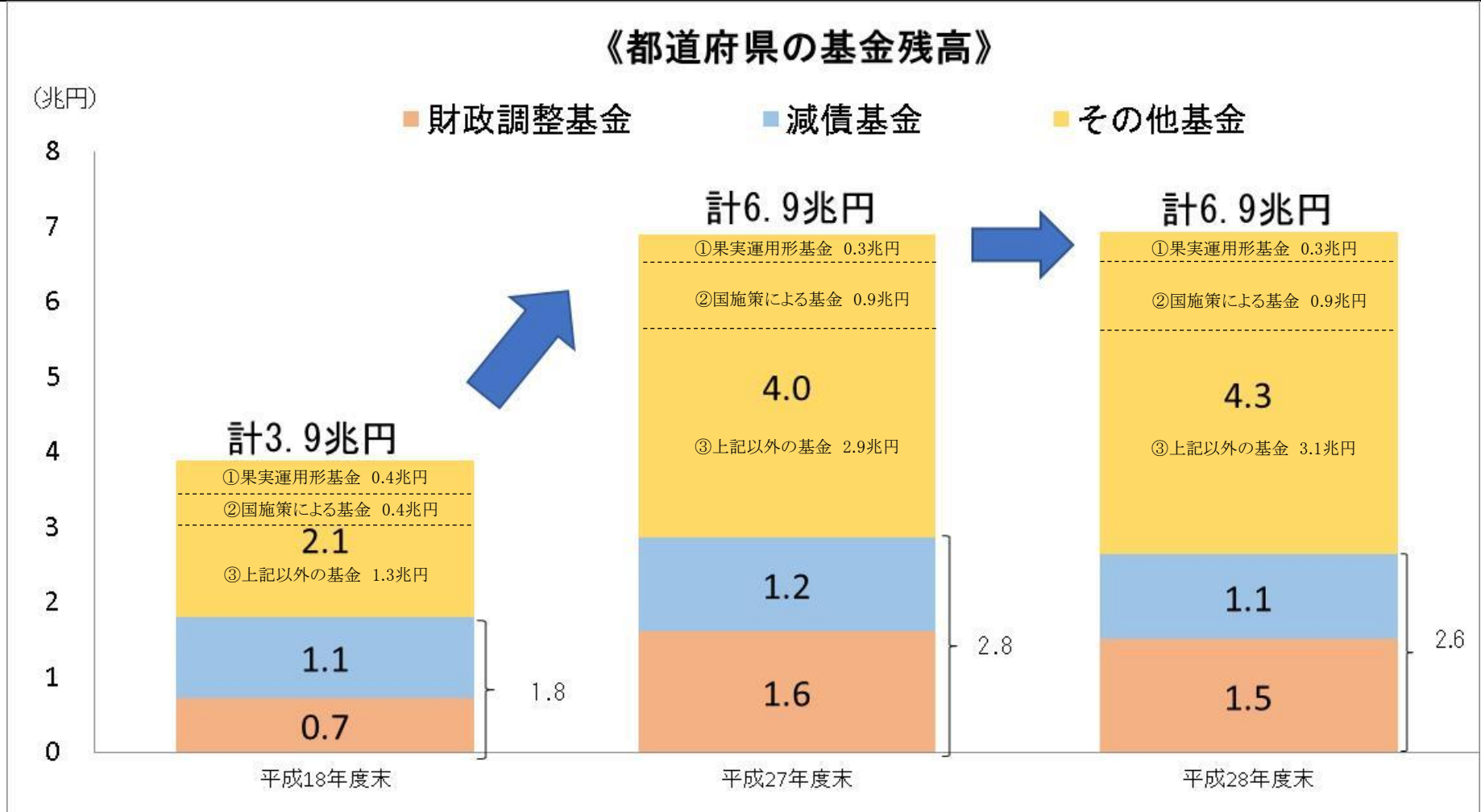
【その他】

- ・新たな国税として個人住民税均等割に上乗せした場合、システム導入等のコストの増加が懸念

「基金の積立状況等」に関するアンケート結果①

○ 平成29年6月 全都道府県に対してアンケートを実施し、全ての都道府県からの回答を集計。

1. 各都道府県における基金の積立状況



(注) 東日本大震災関係の基金残高はその他特定目的基金から控除している。

「基金の積立状況等」に関するアンケート結果②

○ 平成29年6月 全都道府県に対してアンケートを実施し、全ての都道府県からの回答を集計。

2. 各都道府県における、各基金の積立て理由について（複数選択可）

（1）財政調整基金

ア	景気変動、人口減少・少子高齢化等による税収減に備えるため	3	2
イ	災害等の不足の事態に備えるため	3	6
ウ	普通交付税を含む地方財政の将来見通しに不安があるため	1	9
エ	金利変動等の公債費の償還リスクに備えるため		3
オ	歳出削減等の行財政改革の効果を県民に還元できる事業に充当するため		2
カ	公共施設、インフラ等の長寿命化対策のため		2
キ	庁舎、文化施設等の新設、建替等に要する経費の平準化を図るため		2
ク	多額の負担が見込まれる特定の財政支出に備えるため		6
ケ	地方財政法第7条第1項の規定により、決算剰余金を基金に積み立て	3	7
コ	その他		9

【その他】

- ・ 普通交付税の精算分を積み立てて翌年度以降に取り崩すため
- ・ 地方法人課税の見直し等の税制改正に伴う税収減に備えるため
- ・ あらゆる財政リスクに備え、長期にわたる財政の健全な運営に備えるため
- ・ 長期にわたる財源調整を行うことによって、財政の健全な運営に資するため
- ・ 予算編成時の収支不足に対応するため

（2）減債基金

ア	景気変動、人口減少・少子高齢化等による税収減に備えるため	1	2
イ	災害等の不足の事態に備えるため		9
ウ	普通交付税を含む地方財政の将来見通しに不安があるため		8
エ	金利変動等の公債費の償還リスクに備えるため	3	5
オ	歳出削減等の行財政改革の効果を県民に還元できる事業に充当するため		0
カ	公共施設、インフラ等の長寿命化対策のため		1
キ	庁舎、文化施設等の新設、建替等に要する経費の平準化を図るため		2
ク	多額の負担が見込まれる特定の財政支出に備えるため		1
ケ	地方財政法第7条第1項の規定により、決算剰余金を基金に積み立て		8
コ	その他	1	3

【その他】

- ・ 後年度の県債償還に備えるため
- ・ 臨時財政対策債の理論償還と実償還額との乖離への対応のため
- ・ 県債の償還財源を計画的に確保のため
- ・ 将来の県債の償還に対応するため
- ・ 翌年度予算の県債の償還財源に充てるため
- ・ 満期償還に係る繰上償還相当分、運用益を減債基金に積み立て
- ・ 県債の償還及び適正な管理に必要な財源を確保するため
- ・ 県債の償還及び適切な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため

「基金の積立状況等」に関するアンケート結果③

2. 各都道府県における、各基金の積立て理由について

(3) 特定目的基金

ア	景気変動、人口減少・少子高齢化等による税収減に備えるため	1
イ	災害等の不足の事態に備えるため	9
ウ	普通交付税を含む地方財政の将来見通しに不安があるため	0
エ	金利変動等の公債費の償還リスクに備えるため	0
オ	歳出削減等の行財政改革の効果を県民に還元できる事業に充当するため	3
カ	公共施設、インフラ等の長寿命化対策のため	21
キ	庁舎、文化施設等の新設、建替等に要する経費の平準化を図るため	34
ク	多額の負担が見込まれる特定の財政支出に備えるため	40
ケ	地方財政法第7条第1項の規定により、決算剰余金を基金に積み立て	0
コ	その他	22

【その他】

- ・法定外目的税収や民間企業等からの寄附金を積立て(当該年度又は翌年度にそのほとんどを取崩し)
- ・超過課税等により確保した財源を産業振興・環境保全等の事業に充当するために積立て
- ・県政の重要課題に対応するための事業に充てる資金や県民税の超過課税分を積立て
- ・地域活動の担い手育成、救急医療提供体制の充実等
- ・実行プランに掲げる事業の着実な実施に必要な財源を確保するため
- ・県の超過課税、寄附金、貸付事業の返済金を原資として積立て
- ・地域経済活性化、防災対策、福祉施策、教育、競技力向上、環境保全等の事業を実施するため
- ・独自課税や寄附金を活用し、森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能の維持増進のための施策に必要な財源を明確に確保するため
- ・森林の整備保全や産業廃棄物の発生抑制等に要する経費に充てるため(独自の目的税を徴収)
- ・障がい者雇用の促進など特定の行政目的の推進を図るため
- ・県経済の活性化に資する主要プロジェクトや寄附金等を活用した特定の政策を推進するため
- ・独自課税による県税収入を後年度事業にも活用できるよう積み立て
- ・特定の財政支出や様々な特定課題に対応する事業に充当するため
- ・南海トラフ地震対策、ふるさと寄附金の活用、人材確保・育成、森林環境保全、学術研究支援等の事業を実施するため
- ・循環型社会の実現、荒廃した森林の再生、国際的に活躍する人材育成等の事業を実施するため
- ・医師修学資金貸与など地域における医師確保に資する財源を確保するため

「基金の積立状況等」に関するアンケート結果④

3. 各都道府県における、財政調整基金及び減債基金の積立額の目安について（複数選択可）

（1）財政調整基金

ア	標準財政規模の一定割合	13
イ	基準財政需要額の一定割合	0
ウ	予算規模の一定割合	1
エ	県債残高の一定割合	0
オ	中・長期の財政見通し等に基づく財源不足見込額	8
カ	災害の被害想定等に基づく所要見込額	5
キ	リーマンショック時などにおける県税の減収実績額	2
ク	過去の取崩実績額	4
ケ	その他	14
コ	特に目安となる水準はない	13

（割合、見込額等の具体例）

3%～10%程度（うち8県は減債基金等と合わせて）
—
5%程度（減債基金と合わせて）
—
約10億円～約850億円（うち6県は減債基金と合わせて）
約10億円～約250億円（うち2県は減債基金と合わせて）
約540億円～約2,000億円
約60億円～約340億円（うち1県は複数基金と合わせて）
—
—

【その他】※減債基金との重複あり

- ・中・長期の財政見通しに基づく財源不足見込額や過去の取崩実績額等を考慮しながら、毎年度、積立（取崩）額を決定している。
- ・前年度末残高の水準を維持することを目標としている。
- ・地方財政法の規定によるほか、前年度予算（補正予算の場合は当初予算）に対する県税の増収分に条例で定められた率を乗じて積立て。
- ・決算状況を踏まえ可能な範囲で積立てを行っており、特に目安は定めていないが、過去の税収の減収実績相当分は、最低限確保しなければならないと考えている。
- ・毎年度、予算編成における収支不足対応として大幅な取崩しを行い、枯渇した基金残高について年度内に可能な限り回復を図っている。
- ・財政調整基金、減債基金を含む5つの基金を財政調整型基金と称しており、当該基金の合計残高300億円を目安としている。
- ・中期財政運営方針（H28～32）の財政収支見通しにおける要調整額、大規模災害や景気変動などによる税収減に備えるため、一定の残高を確保する必要があるが、現時点では必要な積み立てができていないこともあり、全体としての目安は設定していない。
- ・財政健全化基本方針（第2ステージ）で全国平均（東京都除く）の財源対策用基金残高（財政調整基金及び減債基金の計）の確保を目標としている。
- ・財政調整用基金（財政調整基金、県債管理基金（満期一括償還除く）、職員等退職手当基金、県有施設整備基金）が、財政再建戦略策定（H21.2）時の最低水準53億円を下回らないよう積立てている。
- ・本県の標準財政規模に占める基金残高の割合は他団体に比べ未だ低い水準にあり、自然災害等の不測の事態に備えて、他団体の状況を参考にしながら、基金の充実に努めている。
- ・全国の平均残高

「基金の積立状況等」に関するアンケート結果⑤

3. 各都道府県における、財政調整基金及び減債基金の積立額の目安について（複数選択可）

（2）減債基金

（割合、見込額等の具体例）

ア	標準財政規模の一定割合	8	5%～10%程度（すべての県は財政調整基金と合わせて）
イ	基準財政需要額の一定割合	0	—
ウ	予算規模の一定割合	1	5%程度（減債基金と合わせて）
エ	県債残高の一定割合	0	—
オ	中・長期の財政見通し等に基づく財源不足見込額	6	約50億円～約540億円（うち4県は財政調整基金と合わせて）
カ	災害の被害想定等に基づく所要見込額	3	約40億円～約250億円（うち2県は財政調整基金と合わせて）
キ	リーマンショック時などにおける県税の減収実績額	0	—
ク	過去の取崩実績額	2	約200億円～約340億円（うち1県は複数基金と合わせて）
ケ	その他	16	—
コ	特に目安となる水準はない	15	—

【その他】※財政調整基金との重複あり

- ・過去の取崩実績額等を考慮しながら、毎年度、積立（取崩）額を決定している。
- ・前年度末残高の水準を維持することを目標にしている。
- ・基金残高は未だ地財ショック以前の水準に回復しておらず、当面の目安としてこれまでに取り崩しを余儀なくされた金額を回復させる。
- ・決算状況を踏まえ可能な範囲で積立を行っており特に目安は定めていないが、過去の税収の減収実績相当分は、最低限確保しなければならないと考えている。
- ・毎年度、予算編成における収支不足対応として大幅な取崩しを行い枯渇した基金残高について、年度内に可能な限り回復を図る。
- ・臨時財政対策債等の償還に対する基準財政需要額算定額と実償還との差を積立て。
- ・本県では財政調整基金、減債基金を含む5つの基金を財政調整型基金と称しており、当該基金の合計残高300億円を目安としている。
- ・中期財政運営方針（H28～32）の財政収支見通しにおける要調整額、大規模災害や景気変動などによる税収減に備えるため、一定の残高を確保する必要があるが、現時点では必要な積み立てができていないこともあり、全体としての目安は設定していない。
- ・財政構造改革基本方針（H29-H31）における目標として設定。
- ・平成28年度末の県債残高が8,500億円を超える中で、将来の県債の償還に備え、毎年度の決算剰余金の2分の1の範囲内で可能な限り積立てを行っている。
- ・財政健全化基本方針（第2ステージ）で全国平均（東京都除く）の財源対策用基金残高（財政調整基金及び減債基金の計）の確保を目標としている
- ・本県の標準財政規模に占める基金残高の割合は他団体に比べ未だ低い水準にあり、自然災害等の不測の事態に備えて、他団体の状況を参考にしながら、基金の充実に努めている。
- ・全国の平均残高

「基金の積立状況等」に関するアンケート結果⑥

4. 地方の基金の累増に係る問題提起に対する国への反論・意見について

(基金増加の原因・背景)

- 地方は、国と異なり、経済不況による税収減等不測の事態により生ずる財源不足を、柔軟に赤字地方債の発行により賄うことができず、歳出削減や基金取り崩し等により収支均衡を図るほかはない。
- 毎年度の予算編成で財源不足が生じているため、効率的な執行により生み出した前年度の財源を基金に一旦積み立てて、翌年度の財源不足の解消に活用している。自治体における年度間の財源調整の手法が基金しかない以上、このような年度間の財源調整機能を否定されては基金の意味がない。
- 地方では国を大きく上回る行財政改革を実施するなかで、近年の基金の増加は、災害や将来の税収の変動に備えた財政運営の年度間調整の取組みの現れである。
- 現在の基金の状況は、地方公共団体自らが不断に行財政改革に取り組むことによって、将来予想される財政需要に適切に対応するために積み立てた結果であり、これを否定することは中長期的な視野を持って健全な財政運営を行おうとするインセンティブを阻害する。
- 国とは異なり、地方公共団体は収支均衡を図るための赤字債を自由に発行できないことから、景気変動による税収減等に備えるため、年度間の財源調整手段として一定規模の基金残高の確保は不可欠である。
- 特定目的基金であっても、支出が複数の年度にわたるため、あるいは特定の財源を特定の政策目的のために確保するため、基金という形態での対応を前提としているものもあり、個別の団体の状況を踏まえることなく、総体として見るべきではない。
- 特定目的基金についても、国からの交付金を原資としたもの、積立額が法令により定められているもの、県の超過課税を主として積み立てているもの、寄付金を財源として積み立てているものなど、用途が特定されている。
- 地方は国と異なり金融・経済政策・税制等の権限を有しておらず、これまでから国を上回る行財政改革を実施する中で、災害や税収減等に備えた基金の積立等、各地域の実情に応じた財政運営を行ってきており、地方の行革努力への意欲を損なうことがあってはならない。
- 地方の基金の増加は、国のように赤字国債を発行できない中で、リーマンショック時の税収減等の教訓や自然災害に備えて、歳出抑制努力により積み立てた結果として評価すべきである。
- 市町村も含め地方全体で基金残高が増えていることが問題視されているが、地方団体は赤字決算を回避する必要がある一方、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、基金への積立は財政運営の年度間調整の観点から必要なものである。
- 基金は、各地方自治体が様々な地域の実情を踏まえ、歳出抑制努力も行いながら、それぞれの責任と判断で積立てを行ってきたもの。基金残高の増減の状況は様々であり、それぞれ自主的な判断に基づく財政運営の結果として尊重されるべき。
- 地方は、赤字地方債の発行権限が限定されており、歳出抑制等の財政健全化の取組により収支の均衡を図るとともに、予期しない税収減や災害発生による支出増などへの対応に必要な基金の残高を確保してきた。

「基金の積立状況等」に関するアンケート結果⑦

4. 地方の基金の累増に係る問題提起に対する国への反論・意見について

(反論・意見)

○自治体の基金は三位一体改革の影響で枯渇しかけていた状況から、歳出抑制に努めることで残高の回復を図ってきたものであり、単に残高が増えたことのみをもって財政状況に余裕があると判断するのは不適切。

○経済財政諮問会議等では平成17年度の基金残高を比較対象としているが、当時は三位一体改革等で地方財政が非常に厳しい状況に置かれていた時期であり、この時点と比べて現在の基金残高が過大と結論づけるのは短絡的である。

○財源不足が生じた際、国は赤字国債や税制改正で柔軟に対応できる仕組みとなっているのに対し、地方自治体は基金の取崩しにより財源を捻出するほかないことから、一定程度の財政調整基金は制度的に必要であることを強く主張すべきである。

○増収局面では基金を積み立てて財政の対応力を培い、減収局面では継続的な行政サービスを支えるための財源として基金を適切に活用しており、一時の基金残高の増加をもって余裕があるかのような捉え方をされることは容認できない。

○基金への積立は、長期的視点を持って財政運営を行う中で、将来の財政需要への備えや地域の実情を踏まえて、歳出抑制努力も行いながら、それぞれの団体の責任と判断において行っているものであることを主張していくべきである。

○特定目的基金であっても、支出が複数の年度にわたるため、あるいは特定の財源を特定の政策目的のために確保するため、基金という形態での対応を前提としているものもあり、個別の団体の状況を踏まえることなく、総体として見るべきではない。

○景気や金利の変動などの急激な財政環境の悪化への備えや、主要プロジェクト等の県政発展に資する施策・事業を持続可能な財政運営を維持しつつ、計画的に実施するために必要な資金を積み立てているものであり、基金残高の増加傾向をもって、「地方交付税の配分を見直すべき」という指摘はあたらない。

○財政調整基金などは、地方が国を上回る職員数を削減するなど徹底した行財政改革に取り組んできた結果捻出した財源を、様々な地域の実情に応じ、その判断に基づいて積み立ててきたものであり、近年、地方団体全体として基金が増加していることをもって地方財源を削減することは不相当と主張すべきである。

○社会保障関係費が増嵩を続けるなど非常に厳しい財政状況の中、地方においては、職員数の削減や政策的経費の節減など、国を上回る行財政改革等に取り組んできたことについて、地方と国との取組を定量的に比較することなどを通じ、強く主張すべき。

○特定目的基金を設置し、重点的に取り組むべき課題の解決に要する財源の積立てを行っており、全体として基金残高の増加傾向をもって地方財政に余裕があるかのような議論に対しては、地方の個別の実情をしっかりと踏まえた議論を展開していく必要がある。

○基金はこうした計画的な財政運営への備えや歳出努力の結果として積立てられたものであり、地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論を行うことは、地方の財政健全化の意欲を削ぐことになりかねず、適当ではない。

○地方の基金の累増については、地方が平成16年のいわゆる「交付税ショック」以降、財政運営に抱いた大きな危機感が反映されていることや国は地方固有の財源である交付税原資を確保しておらず、臨時財政対策債により地方に負債を負わせている状況にあることを

指摘し、反論すべき